

ポリスメール むなかた

編集/発行
宗像警察署
【連絡先】
Tel.36-0110



ふっけい君

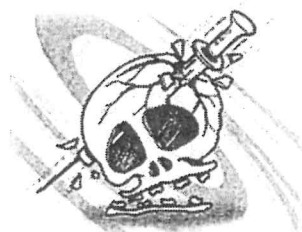
覚醒剤などの薬物乱用の防止

薬物乱用を防止するために

- 薬物乱用の危険性は身近にあり、自分に関係ないと思わないこと
- 誘われても「ダメ。ゼッタイ。」と断る勇気を持つ
- 一人で悩まず友人や家族に何でも相談すること

《薬物乱用の甘い誘い》

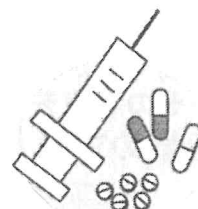
- 1回だけなら大丈夫さ
- やせれるよ
- すっきりするよ
- 眠気が覚めるよ
- ちょっとだけ、試してみない
- 外国では合法なんだよ



「ダメ。ゼッタイ。」と断る勇気を持ちましょう。

★ 薬物を乱用すると・・・

- 脳に影響を及ぼし、精神や身体もボロボロになる。
- 自分の意思では止められなくなる。
- 薬物欲しさに犯罪を犯すようになる。
- 友達や家族を失う。
- 法律で厳しく罰せられます。



- 覚醒剤を所持・使用した場合 10年以下の懲役
(※営利目的の場合 1年以上の有期懲役、500万円以下の罰金を併科)
- 大麻を所持した場合 5年以下の懲役
(※営利目的の場合 7年以下の懲役、200万円以下の罰金を併科)
- 指定薬物を所持・使用した場合 3年以下の懲役、
若しくは300万円以下の罰金

薬物乱用に関する情報提供・相談先

- 最寄りの警察署又は交番
- 薬物110番 : 092-641-4444
- 情報提供 : 県警ホームページ



ポリスメール むなかた

編集/発行
宗像警察署
【連絡先】
Tel.36-0110



ふっけい君

不法就労・不法滞在防止のための 理解と協力の確保

外国人を雇用するときは身分確認をしましょう

外国人を雇用する際は、必ず、

○在留カード、パスポート等の実物確認
が必要です。

また実物で

○在留資格 ○在留期間

「アルバイトをしてもよい許可があるか」

の確認も確実にを行うようにしましょう！

技能実習・留学の在留資格があっても

実習先から失踪した実習生

学校を除籍された留学生の資格外活動

は認められず、不法就労となります。

働くことが認められていない外国人を雇用した場合や

その雇用を斡旋した場合は、

処罰の対象となることがあります。



『在留資格は何?』

身近に潜む犯罪情報の提供をお願いします

《 発生している事件 》

○ 就労資格のない外国人を不法に就労させたり、
不法就労を斡旋したりする不法就労助長

○ 日本人との結婚を装って在留資格を取得する
偽装結婚

○ 海外輸出を目的とした自動車盗

皆さんの周りで、このような犯罪情報があれば、

宗像警察署 0940-36-0110 又は 110番

に情報提供をお願いします。



不法就労・不法滞在



自動車盗(違法ヤードでの

解体等)